

愛知県住宅供給公社ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県住宅供給公社ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告主

ホームページに広告を掲載するもの

(2) バナー広告

ホームページ内に表示される広告を目的とする画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするもの

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第4条 広告主及び広告の内容については、愛知県住宅供給公社広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び愛知県住宅供給公社ホームページ広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定を適用する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) ファイルの種類は、「G I F」（アニメーションG I Fは可とする。）か「J P E G」とする。

(2) 点滅、動きのあるものは使用しない。

(3) 文字色と背景色のコントラストは十分に取り、文字が読みやすくなるよう配慮する。

(4) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

(5) 広告のA L Tテキストは、「広告」を含めた表示とする。

(6) 広告の掲載位置、大きさ、容量その他の必要事項は別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法及び広告掲載料は別に定める。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に該当する場合は別に定める。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 1 月 1 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日までの日

（広告の掲載及び更新）

第 8 条 ホームページへの広告掲載及び更新に係る作業は公社が行う。

（広告又はリンク先の内容の変更）

第 9 条 公社は、広告主に対し、広告又はリンク先の内容が要綱第 3 条に違反すると判断したときはその変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第 10 条 公社は、次の各号の一に該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

(1) 公社が求めた広告又はリンク先の内容の変更を広告主が行わないとき。

(2) 広告又はリンク先の内容が、要綱第 3 条を満たしていないとき。

(3) 広告主に公社の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは業務を停滞させるような行為があったとき及びそのおそれがあったとき。

(4) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき。

(5) 広告主が民事再生の申立、会社更生の申し立て、破産の申立て、事実上の倒産等をしたとき。

(6) リンク先が存在しなくなったとき。

(7) その他公社がホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第 11 条 公社は、その責めに帰すべき事由により、広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割りにより計算した納付済みの広告掲載料を返還する。ただし、掲載しなかった期間が 1 日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

2 公社は、次に掲げる事由によりホームページの運営を一時停止した場合は、納付済みの広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が 4 8 時間を越える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合

(3) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前 2 項の規定により返還する広告掲載料に利子を付さない。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、要綱及び基準の定めるところによるものとする。

第 13 条 前条に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。